

## 松江市消防団防災学習・災害活動車両運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松江市消防団防災学習・災害活動車両（以下「学習車両」という。）を活用し、消防団が地域の防災リーダーとして活動できるよう必要な事項を定めるものとする。

### (用途)

第2条 学習車両は、平時において地域住民や事業所等に対する防災学習や防災指導として活用し、災害時には緊急車両として人員及び消火・救助資機材等の搬送や現場活動以外の用途に供してはならない。

### (借受の手続き等)

第3条 学習車両を借受しようとする方面団、分団の責任者は、松江市消防団長（以下「団長」という。）に学習車両借受申請書を提出しなければならない。

### (貸付期間)

第4条 学習車両の貸付期間は、防災知識等の普及のための訓練、講習会等の完了するまでの間とし、おおむね1回1週間以内とする。

### (操作等)

第5条 学習車両の操作員は、団長が開催する学習車両取扱講習を修了した者（以下「学習車両操作員」という。）とする。

2 団長は、学習車両操作員を学習車両操作員登録台帳に登載するとともに、修了証を交付する。

3 学習車両の操作は、最低2名（学習車両操作員を含む）以上で行わなくてはならない。

### (使用中の事故について)

第6条 学習車両を使用している場合において発生した事故等については、適切な対処をするとともに、松江市消防本部消防総務課消防団係へ速やかに連絡しなくてはならない。

(管理)

第7条 学習車両の管理については、松江市消防本部消防総務課消防団係で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学習車両の運用については、松江市消防団防災学習・災害活動車両運用細目に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

## 松江市消防団防災学習・災害活動車両運用細目

学習車両の運用については、松江市消防団防災学習・災害活動車両運用要綱（以下「要綱」という。）によるほか、要綱第 8 条により、その細目を次のとおり定める。

### 1. 借受手続き等

借受方面団、分団の責任者は、学習車両借受申請書（様式第 1 号）を借受日の 7 日前までに松江市消防本部消防総務課（以下「消防本部」という。）へ提出するものとし、やむを得ない場合は電話による申し込みも可とするが、この場合も、遅滞なく申請書を提出しなければならない。

### 2. 貸出、返還の場所及び返還条件

- (1) 学習車両の受け渡しについては、消防本部職員及び借受団員の立会いのもとに、学習車両及び装備品の異常の有無を確認しなければならない。
- (2) 学習車両の貸出場所及び返還場所は消防本部とし、その受け渡しについては借受方面団、分団の団員に限って行われなければならない。
- (3) 使用日程上の理由により学習車両の受け渡しを方面団、分団同士で行うときは前述 (1) の方法を遵守すること。

### 3. 操作員による操作

借受方面団、分団の責任者は、要綱第 5 条の学習車両操作員以外の者に操作等をさせてはならない。

### 4. その他

この細目によるもののほか、学習車両の運用について必要な事項はその都度定めるものとする。

様式第1号

# 学習車両借受申請書

年 月 日

松江市消防団長 様

申請者  
(方面団・分団) \_\_\_\_\_

(責任者氏名) \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり学習車両を借受きたいので申請します。

## 記

- 借受期間 年 月 日 ~ 年 月 日 まで
- 使用年月日 年 月 日
- 使用場所
- 使用目的・内容
  
- 操作員氏名



# 防災学習災害活動車両操作員講習 修了証

方面団・分団名

氏 名

上記の者は、防災学習災害活動車両操作員講習を修了したことを証します。

年 月 日

松江市消防団長 印